

令和7年度 国民大運動高知県実行委員会要求書に対する回答（概要）

意見交換実施日：令和7年11月12日（水）

■教育に関する要求

（2）複式学級基準の県独自の緩和

本県の児童生徒数は、ここ数年減少を続けており、今後はさらに複式学級が増えることが予想される。

本県独自に定数の改善を図ることは、財政的に困難であり、今月4日に本県において開催をされた四国4県教育長会合同総会では、複式学級の学級編制基準の引き下げについて協議を行い、国への要望事項として取りまとめたところ。また、全国都道府県教育長協議会とも連携し、国に対し、複式学級の編制基準の改善を求める要望についても継続していく。

複式学級が多い本県の状況を踏まえ、県教育委員会では、複式学級における効果的な学習指導の充実に取り組んでいる。特にデジタル技術を活用して、個別最適・協働的な学びの一体的な充実を図ることは、複式学級においても大きな効果が期待できる。そのため、複式の授業セミナーを開催し、教員の指導力の向上を図るとともに、実践的な指導方法の共有や優良事例の普及に努めているところ。

今後とも、国への定数改善の要望と併せて、複式学級における学習指導の質の向上に努めていく。

（4）県版学テの廃止

高知県学力定着状況調査は、児童生徒の学力の定着状況を調査・把握して、一人一人の子どもの強み、弱みを強化・補強したうえで、次の学年へ進級させることを目的に実施している。併せて、学校や教員は、この調査結果を客観的なデータとして活用し、授業改善に役立てている。

採点については、業者に委託しており、自校採点を必ず行うことは求めている。ただ、児童生徒の学力定着状況を早く把握し、学力課題や指導方法の改善に生かしたいという思いから、自校採点を行っている学校もあると聞いている。

いずれにしても、自校採点を行うかどうかは、市町村教育委員会や各学校長の判断によるところと考える。

なお、県版学力調査について、現在、その実施方法や付随する業務について、見直しを重ねているところ。例えば、これまで提出をお願いしていた終了報告は、昨年度から不要とした。

各市町村や学校において、それぞれの実態に応じて、独自の調査やテストを実施していることは承知をしている。

一方、県版調査は、各学校が同じ問題を用いるとともに、質問調査も実施する。これにより、子どもたちの教科内容の定着状況だけでなく、生活や学習習慣等について比較が可能になり、各学校が独自で行う調査と比べて、より客観的・総合的なデータを得ることができる。併せて、県教育委員会の分析も出すため、各学校はそういったことも踏まえた分析が可能となる。多面的な分析と、それを基にした適切な指導や組織的な授業改善につなげることができる。

このようなことから、今後も本調査を継続し、子どもたちの学力向上や学校の授業改善に役立てていきたいと考えている。

(5) 障害児教育の充実

1) 特別支援学級の定数緩和など

国の定める特別支援学級編制の標準である1学級の上限児童生徒数8名を引き下げ、少人数化して対応することは、教育効果を高める1つの手立てであると考えているが、厳しい財政状況の下、本県独自に定数の改善を図ることは困難。

ただし、本県において、多人数の特別支援学級がある場合や、障害が重複している、または重度の障害がある児童生徒が入級するといった場合などには、必要に応じて市町村教育委員会と協議の上、児童生徒支援のための加配を措置している。

併せて、県教育委員会は、小中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の担当者が、指導方法等を学び合う研修の機会を設けるなど、専門性の向上を図る取組も実施している。

今後も引き続き、国による加配定数の確保に努めるとともに、全国都道府県教育長協議会や四国4県教育委員会と連携して、特別支援学級の編制基準の引き下げ及びそれに伴う定数改善を国に要望していく。

2) 高知市への寄宿舎を含む知的障害児学校の新設

高知市を含む県中央部の知的障害特別支援学校については、令和4年4月に日高特別支援学校高知しんほんまち分校を開校後、一定狭あい化が解消されていると考えている。このため、現時点では高知市へ知的障害特別支援学校を新設する予定はしていない。

ただし、児童生徒数の増減については、知的障害特別支援学級・学校ともほぼ横ばいではあるが、年度によりばらつきがあることから、引き続き注視する必要があると考えている。

(6) 不登校対策の充実

不登校児童生徒への支援については、担任だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家の力も借りながら、チーム学校として支援していくことが必要。

そのため、県教育委員会としては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを国の基準よりも手厚く配置をしている。

このほか、全公立小中学校で不登校担当者を校務分掌の中に位置づけ、組織的な支援の推進を図ってきたほか、校内サポートルームの効果的な活用に向け、コーディネーター教員の加配や支援員の配置のための財政支援を行うなどして、不登校児童生徒の支援体制を整備している。

その結果、先日公表された文部科学省の調査では、本県の児童生徒の不登校出現率は、令和4年度から3年連続で全国平均を下回っており、これまでの取組の成果が着実なものとなってきていると考える。

今後も限られた財政の財源の中で、より効果的な支援が行えるよう、配置の工夫を行っていくとともに、相談支援体制の強化や教員定数の改善について、引き続き国への政策提言を行っていく。

なお、市町村段階での学校外の受け入れ先としては、市町村が設置する教育支援センターの果たす役割が大きくなっている。

その機能強化に向けては、国の補助金を活用できるほか、県としてもスクールカウンセラーの配置といった人的支援や、支援員配置のための財政支援も行っているところ。今後も効果的な活用がなされるよう、市町村とも情報共有を行っていく。

(7) 採用審査制度のさらなる見直し

2) 県内臨時教員に対する試験内容免除制度の充実や特別選考枠の設置、支援員への免除拡大など

臨時教員に対する免除制度については、より受審しやすい制度となるよう、昨年度改善を行ったところ。具体的には、第1次審査の全部免除の条件を「前年度の合格者」から、「直近3年間の合格者」に拡大している。また、従来「直近4年間」で通算24月以上の県内臨時教員経験があれば第1次審査の一部を免除していたが、「直近4年間」の期間を撤廃した。

この結果、本年度実施した採用審査では、2次審査受審者に占める臨時教員の割合は、昨年度から増加した。また、第1回名簿登載者に占める臨時教員の割合についても、昨年度から増加している。

他方、さらなる全部免除の要件の緩和や、臨時教員のみが受審できる特別選考枠の設置については、教員としての資質・能力の担保が図れるかといった観点を検討していく必要があるものと考えている。

また、支援員の経験を1次審査の免除要件とするといったことについては、支援員の職務内容が教員とは異なるものであることから、現時点では考えていない。

学校現場において実践を積み、必要な専門性を持った臨時教員を適正に評価し、採用につなげていくことは、大変重要なことだと考えていることから、今後も採用審査制度の見直しについて、引き続き検討していく。

(12) 臨時教職員の削減

3) 代替未配置対策

小中学校の教職員定数は、学級数等から算出される基礎定数と、教育施策に応じて配分される加配定数がある。これらの定数は、毎年の子童生徒数や学級数の変動により増減するため、正規教職員の過員を防ぐ観点からも、一定数の臨時教職員を配置する必要がある。

高等学校の教職員定数については、収容定員により決定され、変動は少ないものの、県全域が異動対象となるため、それぞれの教職員の事情により異動が困難な場合もあり、一定数の臨時教職員を配置する必要がある。

しかしながら、児童生徒に対して継続的な指導が行うことができるといった教育面での有効性や教職員の安定的な雇用の確保といった観点から、正規教職員の割合を高めていくことも必要であると考えている。

全国的な教員不足の影響や志願者数の減少により、必要な採用人数の確保に課題はあるが、引き続き、教員採用審査の工夫・改善等を図るなどして正規教職員の確保に努めていく。

また、代替教員の未配置については、昨年度と比較すると一定の改善が見られるものの、早急に解決しなければならない課題と捉えている。ここ数年、新卒者や臨時教員の多くが正規教員として採用されたことにより、臨時教員の数が減少し、年度途中の欠員に対応する代替教員の確保が極めて困難な状況となっている。

未配置の解消に向け、県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、退職教員等への働きかけや新たな講師の掘り起こしに努めているところ。その中で、常時勤務が難しい方については、授業実施を中心とした時間講師としての雇用など、柔軟な対応を行っている。

また、新聞広告やラジオ等を通じて臨時教員を募集するとともに、教員免許を有しながら教職に就いていない人を対象としたペーパーティーチャー個別相談会を開催するなど、教員免許状保有者の掘り起こしにも努めている。さらに、SNS等を活用した県内外への発信や、本県採用審査を受審された県外出身者に対する呼びかけ等も行っているところ。

今後も様々な手立てを用いて代替教員の確保に取り組み、兼務発令等で対応することがないよう、未配置の解消に努めていく。

(16) 60歳以上の教職員の待遇改善

1) 再任用者の待遇改善

地方公務員の勤務条件は、国家公務員や民間との均衡を図ることとされており、再任用職員の給与制度については、国や民間の再雇用者の水準を踏まえた人事委員会勧告を経て決定している。

そうした中、人事委員会勧告を踏まえ、本年度から住居手当、へき地手当等を新たに支給するなど改善も図っているところ。

また、本年10月14日、高知県人事委員会から給与に関する勧告があり、給料月額及び期末勤勉手当についても引き上げられている。

地方公務員法の均衡の原則から、国等と大きく異なる制度とすることは困難だが、引き続き、国や他の地方公共団体の状況等を注視しながら、適正な勤務条件としていきたいと考えている。

2) 定年延長者の月例給引上げ等

定年延長者の給与制度については、給料月額が7割水準となるとともに、引き続き各種手当は支給されるものの管理職手当などの一部手当は7割水準となる。

60歳を超えても、引き続き同一の職務を担うのであれば、本来は給与水準が維持されることが望ましいものと考えている。

一方で、国家公務員における定年引き上げの制度設計にあたっては、社会一般の情勢に適用するように変更することとされていることから、現時点の民間給与における高齢期雇用の実情を考慮し、再雇用の従業員も含む正職員全体の給与水準を参考に、7割水準としている。

地方公務員についても、国家公務員の取り扱いを考慮して決定することとされており、同様に7割措置を講じているものである。

なお、7割措置については、国において当分の間の措置とされており、将来的には、所要の措置を順次講ずるものとされていることから、引き続き国の動向を注視していきたいと考えている。

3) 短時間勤務の人への諸手当支給

60歳以上の短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員となっており、再任用職員の諸手当については、長期継続雇用を前提とした生活関連手当である扶養手当などは支給されないこととなっている。

一方、令和7年度から、住居手当、へき地手当等を新たに支給するなどの改善も図っているところ。

地方公務員法の均衡の原則から、国等と大きく異なる制度とすることは困難だが、引き続き、国や他の地方公共団体の状況等を注視しながら、適正な勤務条件としていきたいと考えている。

(17) 県立学校における生理用品のトイレへの常備

県教育委員会では、令和3年11月から1か月間、国の女性の活躍支援事業を活用し、県立高校でトイレへの生理用品の配置を試験的に実施した。

その結果、トイレへの設置については、衛生面で心配する声はあるものの、一定数の利用があったことから、令和3年度以降、全ての県立学校への生理用品の無償提供を継続してきている。

また、令和5年に実施した生理用品の設置場所の調査では、トイレに常備している学校は

6校のみであり、多くの学校では、保健室、職員室への設置という結果になっている。

トイレ等に常備していない理由としては、「トイレに設置しても利用者がなく保健室へ取りに来る生徒が多い」ことや、「保健室で渡すことで生徒の状況を把握しやすい」などが挙げられている。

成長期にある児童生徒は、生理の時期が定まらないことが多く、準備ができていない場合もあることから、今後も学校での生理用品の提供を引き続き実施していく予定としている。

また、配置場所については、各校の実情に応じて対応していく。